

会 議 録

- 1 会 議 名 木更津市立公民館運営審議会 臨時会議
- 2 開 催 日 時 平成29年6月6日(火) 午後1時30分～午後3時50分
- 3 開 催 場 所 木更津市立中央公民館 3階 会議室
- 4 出席者氏名 **【公民館運営審議会委員】** 14名
陶山 隆司 村上 淑子 船木迫 久美子 北村 和則
岸 明子 青木 健 元木 栄 鈴木 正
清水 正夫 秋元 豊 安藤 清康 清水 弘美
鶴岡 栄次郎 鶴岡 俊之

【公民館長】 15名
石井 一彦 (中央公民館) 高橋 栄二 (東清公民館)
稲木 章宏 (富来田公民館) 星野 隆弘 (清見台公民館)
江野澤 和彦 (岩根公民館) 西嶋 久美子 (畑沢公民館)
竹内 淑子 (金田公民館) 若鍋 知幸 (岩根西公民館)
加藤 高明 (中郷公民館) 渡辺 賢一 (西清川公民館)
露崎 善男 (富岡公民館) 石井 春久 (波岡公民館)
伊藤 孝 (文京公民館) 篠原 和行 (桜井公民館)
関口 明 (八幡台公民館)

【生涯学習課職員】 2名
秋元 淳 (生涯学習課課長)
鈴木 和代 (生涯学習課副主幹)

【事務局職員】 4名
松本 明子 (中央公民館副主幹)
栗本 優 (中央公民館主事)
小野 裕太 (中央公民館事務員)
岩崎 雅子 (中央公民館社会教育指導員)
- 5 議題及び公開又は非公開の別 公開
議案 公民館使用料の見直しについて
- 6 傍聴人の数 0人

7 会議概要 以下のとおり

事務局より、出席者数が2分の1以上に達した（20名の定員に対して14名の出席）ので、本会議が成立したこと、及び、本会議は公開制であることを報告。

平成29年度木更津市立公民館運営審議会臨時会議を開会する。

<議案 公民館使用料の見直しについて>

青木 健副委員長： 本日、山田委員長ご都合により欠席のため、議長を務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。それでは議事に入ります。

本日の議事は「公民館使用料の見直しについて」の継続審議です。

先月5月11日に、第1回定例会では、岩埜教育部次長、生涯学習課秋元課長、鈴木社会教育担当総括に出席をいただき、今回の経緯と内容、現状説明、質疑応答をお願いし、大変活発な意見交換を行いました。その後、生涯学習課は9月議会上程に向け、さらに公民館使用料の準備を進めていると伺っておりますので、先月からの変更点やさらに進めている内容について説明をお願いします。

秋元 生涯学習課長： 前回5月11日、公民館の使用料についてご説明をさせていただきましたが、本日はそれ以降変わったところを中心に、説明させていただきます。その後、質疑応答の形でご意見をいただければと思っております。

前回に続いて私と社会教育主事の鈴木生涯学習課社会教育担当総括から説明させていただきます。現在、使用料について公民館だけではなくコミュニティーセンターのようなものも含めた協議をしているところでございます。本日は、公民館運営審議会ということで公民館のことを中心に説明させていただきます。教育委員会は3月に公民館の使用料を有料化の方向へ決定しました。また、木更津市公共施設再配置計画が2月に出されました。

このところ生涯学習課には、市民の方から使用料の問題より再配置計画についての質問がかなり多くあります。「家の近くの公民館がなくなるみたい」などの声もあり、その方にどこから聞いたのですか、と聞くと地元の議員から聞いた等、色々不安の声が上がっていますが、公共施設再配置計画に関しては、教育委員会としてはまだ何も話を進めている状態ではございませんので、もし本日お越しの皆様がお近くの方などに聞かれた際には、まだ何も決まっていないうちでいただければと思います。

では、さっそくですが先月から進んだことや変更点について鈴木担当総括から説明をいたします。

鈴木 生涯学習課総括： 本日、生涯学習課からご提示させていただいた資料の、「社会教育施設における使用料の見直しについて」に沿って、前回と重複する部分もあるとは思いますが、説明させていただきます。1のこれまでの経過でございますが、これ

については前回もご説明させていただいておりますが、順にこれまでの経過をお話しさせていただきます。平成27年3月に「木更津市第5次行政改革大綱」が策定され、それに基づき平成28年5月に「木更津市使用料・手数料等の見直しに関する基本方針」が策定されました。この基本方針を元に現在の使用料の見直しが進んでいるということでございます。

そこから9月、12月に社会教育委員会会議、公民館運営審議会の定例会を行い、

社会教育委員会会議につきましては1月には臨時会議を開きました。3月にも社会教育委員会会議、4回目となる公民館運営審議会定例会が開催されました。3月の社会教育委員会会議では、「公民館使用料の今後のあり方について」という建議をまとめ、教育委員会へ提出されました。なお、公民館運営審議会は、昨年12月に要望書を教育委員会へ提出されています。これらを踏まえ、3月23日に開催された教育委員会会議では、「公民館使用料の見直しについて」という教育委員会の方針を出させていただいております。その中で社会教育委員会会議での建議、公民館運営審議会という教育委員会の方針を出させていただいております。またその他各所からの要望書などを全て参酌下上で各方面から要望書をいただいておりますので、公民館が今後も持続的かつよりよく維持されるための総合的判断として、教育委員会は、公民館使用料について原則有料へと舵を切ることを決定しました。その後、4月の教育委員会会議で「公民館使用料の見直しについて」料金設定や、減額免除規定の考え方について生涯学習課より説明させていただき、さらに5月9日に社会教育委員会会議第1回定例会を開催し、5月11日には公民館運営審議会第1回定例会の中で、説明をさせていただきました。

その後5月17日公民館館長会議で館長方にご説明しご意見をいただきました。また、6月5日には、社会教育委員会会議臨時会議を開催し、委員に説明した後、料金設定、減額免除規定の考え方について委員の皆様からご意見をいただきました。

今後は、必要に応じて館長会議、公民館職員会議を開き意見を伺い、6月23日の教育委員会会議にて、条例改正（案）を諮る予定です。その後、9月議会にて条例改正（案）の上程を予定しており、それが可決されましたら10月以降広報等による、市民の方への周知等をしてまいります。そして平成30年3月1日、4月分申請から運用開始となりますが、運用されるのは4月1日ですので、3月中に受け付けた4月分の予約に関しては料金をいただかない予定です。改正が4月1日ですので4月1日以降の申請が有料になるものと認識していただければと思います。

次に使用料の料金設定についてですが、こちらにつきましては前回説明したときは、7区分だったと思うのですが、生涯学習課で検討しまして今回5区分に改めたものを、ご提示させていただいております。前は50円単位の刻みがあったのですが、業務にあたる職員の煩雑さを考慮しまして今回は5区分100

円単位の料金設定を考えました。

また、皆さんに本日ご提示させていただいた、もう一つの資料になりますが、これは各公民館 1 時間当たりの使用料ということで、ご提示させていただいております。これまでは午前・午後・夜間で料金設定をしておりましたが、今回につきましては基本方針に基づいて、1 時間あたりの単価として料金設定をしています。現在の条例と異なる点は、時間当たりの区分が変わったということと、目的外使用が 4 倍と前回の 3 倍から変更させていただいたことです。通常のサークルについては、受益者負担率は 25% の計算で策定していますが、目的外使用については受益者負担率 100% ということです。その他例年の条例と変わることでしましては、冷暖房加算がなくなるところでございます。それから展示利用の場合の使用料は、規定使用料の 5 割に相当する額としております。現在は連続使用を防ぐため地区館ではあまり展示利用はないと思います。各公民館に調査をしたところ、中央公民館の大ホール、文京公民館の集会室の展示利用が過去にありましたが、それ以外の公民館の展示使用はありませんでした。しかしながら、今後展示で部屋を使う可能性がございますので、展示等の場合は使用する時間が長いので、1 日中使用するとなった時は利用者の負担が大きいのではないか、ということで規定使用料の半分で使用していただければと考えております。また、陶芸の電気窯につきましては表に素焼き 1,030 円、本焼き 2,060 円と記載してありますが、これは据え置き金額となっております。平成 25 年に消費税が 5% から 8% に上がったときに 1000 円から 1030 円、その 5% が 8% に上がった 3% が上乘せられて 30 円、60 円の形で値上がりしましたので、電気窯の使用料としましては据え置きとさせていただきます。

続きまして、減額免除の取り扱いについて説明します。木更津市の使用料の見直しについては、基本方針に基づき使用料の減額免除は真にやむをえないものに限定するという考え方で設定しております。しかしながら、公民館は教育機関ですので、そのあたりを基本方針に基づきながら公民館としての減額免除の審査基準をこれから作っていかねばいけないということで、減額の審査基準の素案となっております。前回の会議では、簡単に説明をしたところではございますが、今回は細かくご提示させていただきました。素案ということで、これがそのまま基準になることはなく、減額の基準については条例に上程する必要がありませんので、現在、こちらの方で考えている審査基準を提示させていただいております。前回、皆様にご提示したのものには、別に定める基準は市役所の各課に照会し、そこから出された団体については免除していくという記述させていただきました。今後の運用段階で、そのようなことも視野に入れながら、これから検討してまいりたいというものです。

例えば、1 の「公共用又は公益の目的で利用する場合」は、(1) 区・町内会・自治会が利用する場合、ア. 区・町内会・自治体（その下部組織）がその主たる目的のための事業、会議等で利用する場合は免除。ただし、区・町内会・自治体

の会員有志による親睦や交流等を主目的とした活動で利用する場合は免除しないというようなことです。(2) 制度ボランティア・地域自治組織等が利用する場合、(3) 保育園、学校教育に係る団体が利用する場合、(4) 福祉団体、福祉ボランティア団体等が利用する場合、(5) 社会教育関係団体が利用する場合、(6) 青少年健全育成団体等が利用する場合、とありますが、基本的な考え方としては、そういった団体が主たる目的のために行う事業で利用する場合は免除になります。その団体の中でも個人の交流や親睦を深める目的で使用した場合は、免除しないという方向で検討を進めているところです。例えば町内会の中で有志の方達が、将棋クラブを結成して活動される。そういった場合は免除はなしという考え方になります。また、学校や保育園、幼稚園の保護者で構成される団体等が保育や教育に関わる、事業や会議で使用する場合には、もちろん免除となりますが、例えば保育園のお母さん方が料理教室で公民館を使う場合は、普通の団体・サークルと同じ扱いで免除しないという考え方になるかと思います。また、2.の「公用目的で利用する場合」は、(1) 木更津市が利用する場合のア. 市・市教育委員会等が主催又は共催する事業、会議等で利用する場合は免除ですが、これは木更津市の関係各課、例えば高齢者福祉課が行っている健康教室は免除となりますが、市の職員が公務ではなく、自分達でグループを作って勉強会を開くために公民館を借りるときは、免除しないという考え方になります。また、皆様からこういった場合はどうなるのか、などの意見はあるかと思います。今回ご提示したものが完成型ではないので、これから各課、公民館に意見を伺いながら曖昧なものではなく、団体名を列記した表を作らせていただき、この団体については免除、というようなどの公民館でも同じ判断ができるような審査基準を決めていきたいと思っております。

青木 健副委員長： ただいまの生涯学習課の説明に対して、皆さんからの質問はございますか。

北村 和則委員： 第一回公運審定例会後、館長会議が実施されたと思いますが、その中でどういった意見・話があったのか。また今回の説明は、その辺も含めたものなのか教えてください。

鈴木 生涯学習課総括： 館長会議でも先ほどと同じ説明をした上で、減免・料金の考え方について意見をいただきました。

北村 和則委員： 館長会議でも意見・質問はあったが、今回の説明は館長の意見・質問を反映していないという認識でよろしいですか。また、館長方は、公民館使用料の見直しについては賛同したということで受けとめてよろしいですか。

石井 中央公民館長： 館長会議でも概ね先ほどの説明と同じ説明がありました。その中で

1. 徴収した使用料が利用者の目に見える形で反映されるのか。
2. 高齢者や地域の活動に対しての減額・免除の基準をどうしていくのか。
3. 使用料が有料になった理由をサークルにどのように説明していくのか。
4. 使用料は職員が徴収する形となるが、負担がかからないような方法をどうするか。

という、大きく分けて4つの意見が出ました。

鈴木 生涯学習課総括： 館長会議では、概ね使用料をいただくことは容認。ただ、それに伴う料金の徴収などの職員の負担の増加への懸念する意見は出ました。また、利用者に、10月以降利用者に説明していくことについては、生涯学習課、公民館でも、同じように説明できなくてはならない、ということや、住民には丁寧に説明していただきたいというご意見をいただきました。

清水 正夫委員： 2点ほど質問させていただきます。まず一つ目の質問ですが、第1回定例会の質問に対する生涯学習課の回答の中に、有料化し使用料を徴収する場合には、これまでより修理等の要求はしやすくなる、とありますが、徴収したお金はどこに入るのですか。

鈴木 生涯学習課総括： 現在の目的外使用料と同様に特定財源として公民館に入ります。

清水 正夫委員： 公民館は老朽化が進んでいる館が多いと思うので、不備が出たらこれまでより修理の要求がしやすくなる、と言いますが、本当にそうなのか懸念があります。

二つ目の質問ですが、使用料の算定の基準がありますが、サークルによっては、目的外使用を取るの正しいと思いますが、サークルのメンバー構成で、木更津市以外にお住まいの方が半分以上だった場合などは、料金は変わってきますか。

秋元 生涯学習課長： 公民館の設置目的に沿ったものに関しては無料、目的外は有料です。メンバー構成の件に関しては、どういう決まりでやっているのかは公民館に説明していただきたいと思います。

石井 中央公民館長： 申請者の住所で受けています。木更津に住所のある申請者は無料で受けています。しかしながら、今後はわかりません。

秋元 生涯学習課長： 自治体によっては、サークルのメンバーの内、半数とか7割以上が市内の方だった場合に無料にするところなどがあります。自治体によって基準は異なります。清水委員はどのくらいの基準を想定していらっしゃいますか。

清水 正夫委員： 特に想定をしているということではありません。木更津の方が少ないときはどう

かと思います。では、申請者が木更津の方なら他のメンバーは誰でも、どこの方でもいいのですか。

石井 中央公民館長： 申請者が市内だった場合、構成としては5割以上市内の方だと想定して無料にしています。

北村 和則委員： 有料になった際、サークルによって月1、2回使うところもあれば、月4回使うところなど、まちまちだと思います。そういう状況の中で、支払い方法としては使用のたびに1回1回、月締めなど色々あると思いますが、どういった形をとるのでしょうか。また、使わない場合、返金などはされるのでしょうか。

秋元生涯学習課長： 支払い方法は現在も検討中です。一度いただいた料金は、還付しない方向で考えています。また一ヶ月ごとに使用料を支払っていただくことも可能ですが、使用回数の多い少ないなどで色々問題が出てくると思うので、事務的に煩雑にしないための対策などを合わせて検討中です。

秋元 豊委員： 有料になるのは仕方がないことだと判断します。それを前提に質問させていただきます。減免になるサークル、有料のサークルがあると思いますが、文化祭の際に制作活動をする場合も有料のサークルからはお金を徴収するのでしょうか。その場合、文化祭の参加者は減り、活気がなくなると思うのですが。

鈴木生涯学習課総括： 基本的に免除の基準は、真にやむをえない場合以外は免除しないということで、活動自体が、公益性がある、つまり行政と相互協力関係にあるかどうかで線を引くと、通常の団体・サークルについては有料であると考えています。文化祭の準備も同様で、公平に料金をいただく予定です。線引きに関しては、不平等にならないように検討中です。文化祭当日への参加については無料です。

安藤 清康委員： 各公民館共通して調理実習室の利用が少ないと思います。公民館によっては打ち合わせなどで利用している場合がありますが、そういう目的外の利用でも使用料は同じになるのでしょうか。

鈴木生涯学習課総括： 調理実習室につきましては、面積で設定しています。調理実習室は目的室になりますので、ガスなどの光熱水費がかかるので追加料金をとるべきだという意見もありますが、安藤委員がおっしゃられたように会議などの目的でも使うということも考慮して、他の部屋と同じ解釈で料金を算定しています。社会教育委員の方々の意見としては、追加料金を取ったほうが良いという意見も出ていますが、判断などが煩雑になるので取らない方がよいという意見も出ました。

鶴岡 栄次郎委員： 料金徴収にあたり運営費の何%の料金を徴収できればよいと、設定しているのですか。公民館全体の利用率の平均が40%であり、去年の波岡公民館の利用状況から計算したところ、運営費の10%にしか満たない計算になります。無料だから、こういう計算が出来ますが、有料にした場合はもっと入らないのではと思います。また、30分単位で活動しているサークルもある中で、有料化になった際の料金は現在のところ1時間単位のものになっていますが、現在の公民館の閉館時間は21時30分と1時間単位にはなっていません。そこで閉館時間を21時や22時にするご予定はあるのでしょうか。

秋元 生涯学習課長： 木更津市の財政面なども踏まえ、利用者の方に負担していただく運営費は、100%稼働として、21.7%の負担率を設定しています。

しかしながら、平成24～26年度の平均実績は、収入見込10.4%で約3千万円の収入です。3割減免で約2千万円、5割減免で1,500万円、5.2%の負担率です。そんな少ない金額のために、徴収するののかということでもありますが、受益者負担を考えていかなければならない。閉館時間については、現状概ねほとんどのサークルが21時には活動を終えているということなので、変える予定は現在のところありません。

鈴木 正 委員： 色々な基準があるとは思いますが、減免対象の幅を持たせるようなことを各館に任せるようなことはしますか。

鈴木 生涯学習課総括： 公民館ごとに違うのは、不平等ではあると思うので、減免団体については統一するよう検討していきたいと考えています。

鈴木 正 委員： それは例外なしでしょうか。

鈴木 生涯学習課総括： どの公民館も例外なしに検討していきます。この件に関しては、現存の団体を調査し詰める必要があると考えています。

鶴岡 俊之委員： 公民館運営審議会からの反対案の中で、高齢者の方が生き生きと活動することが、地域の活性化につながっているのではという意見を出しました。減免基準の審査基準（素案）の（4）福祉団体、福祉ボランティア団体等が利用する場合、イにある市老人クラブ連合会並びに当該連合会に加入している単位老人クラブがその主たる目的のために事業、会議等で利用する場合は免除。ただし、会員有志による親睦会や交流等を主目的とした活動で利用する場合は免除しないとあります。現在の市内の老人クラブ加入数、またこの基準に基づく減免対象の方はどのくらいいるのでしょうか。

鈴木 生涯学習課総括： 把握しきれてないです。町内会に属する団体もあるので、そういう場合はその団体の主たる目的での事業であり、町内会長の名前で申請いただければ無料になるのではないかと思います。

鶴岡 俊介委員： 文化祭の発表を見ると、老人会や町内会に入っていない人の作品も見受けられるので、そういった面も考えていただきたいです。

秋元 生涯学習課長： せつくなので次のことに関しても意見をいただきたいです。木更津市は現在まで無料でした。そのこともあり、サークルや活動が多数生まれました。

しかし、財政難などもあり、利用者の方に少しでも負担していただかなければならない状況になり、今回有料化に舵を切りました。これまで100%有料にして、75%を市負担、おおよそ25%を負担していただく上で、有料になる団体と、地域づくりのため、人のために尽くす活動、福祉に関する活動、また公益性のあるものなどで減免・免除する団体などは厳密に検討し線引きする必要があると思います。

そこで公民館運営審議会の皆さんにご質問ですが、公民館運営審議会委員としては公益的なものの考え方をどのようにお考えでいらっしゃいますか。個人の考え方も構いません。

秋元 豊委員： 現行のまま無料なら利用者としては嬉しいが、利用者は公民館が有料化になることを、やむをえないと考えている人もいます。有料になった際の徴収方法を仮に年千円として年間登録すると月1回は使用できて、それ以上使用したい場合は料金を支払って使用するなどにしたら、トラブルが生まれることもあるかもしれませんが、手間もあまりかからず少なからず住民は納得すると思います。また、方法によっては、職員の負担が増える場合もあると思うので、簡易的な方法を考えたほうが良いと思います。

鶴岡 栄次郎委員： 公民館運営審議会は要望書を提出しており、有料になったからといって教育・公民館が変わるわけではないが、財政的に立ち行かなくなるからということですね。公民館のあり方からすれば、社会教育施設である公民館は無料であるべきですし、公民館設立の経緯、地域団体の連絡調整機関である点を考えてもそうであるべきだと思います。公民館長の出した意見も反映されると良いと思います。

秋元 生涯学習課長： 公民館は、大きく主催事業の実施、地域団体の連絡調整、貸館というのが3本柱になりますが、主催事業については絶対に有料化しないと思っています。また、まちづくりを地域の拠点と担っていくことが大事だと思っています。貸館について住民の公益的活動の場としてとても重要だと思っていますが、一方で、生涯学習ということで80年代からカルチャー化し、公民館をハコモノとして使うという、自分たちの公民館という意識の無いような活動をしてきた団体があって、その中で利用者

から光熱費をもらったほうがよいという議論が出てきたということも事実です。今後、木更津の公民館をさらに充実していくにはどうしていったらよいかということを使用料の問題を契機に考えていけたらと思います。

石井 中央公民館長： 生涯学習課が、公民館職員が考える減免団体について全公民館で調べてほしいということで、5月に生涯学習課と公民館と一緒に実態調査をして集計したものがあります。これをご覧いただきながら減免団体についてご意見をいただけたらと思います。

青木 健副委員長： どこまでが公共性・公益性があるかの線引きが大変難しいところですが、自治会から始まり、高齢者、福祉、子育てのサークル・団体までは減免対象のサークル・団体ではないかという方が多いようですね。また、旧村の地区だと、その線引きはさらに難しいですし、各公民館長によって減免すべき団体の判断が異なる可能性があります。ここで、いったん休憩に入り、休憩後引き続き審議を継続します。

休 憩

青木 健副委員長： 生涯学習課の秋元課長・鈴木総括、現在の進捗状況について説明をいただき、ありがとうございます。生涯学習課のお二人については席を移動していただき、時間の許す限り、同席をいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、公民館の使用料の見直しについて審議を継続いたします。まず、昨日社会教育委員会会議においても、同じ議事で臨時会議が開かれました。今期から公運審を代表して鶴岡俊之副委員長が出席することになりましたので、ご報告をお願いいたします。

鶴岡 俊之副委員長： 昨日6月6日の社会教育委員会会議に公運審として初めて参加しました。まず、社会教育委員会会議がどういうものかについてお話しします。委員数は18名です。小中学校、高校や大学といった学校関係者、子ども会、青少年相談員、公運審といった社会教育関係者、その他有識者で構成されています。社会教育委員会会議は、公民館の使用料について、有料化やむなしの方向性を示しています。それを理解した上で、私は公運審という立場として参加しておりますので、有料化反対の要望書を提出したことをご説明いたしました。また、有料化しても、使用料の使い道を目に見える形で還元してほしいということ、減免の基準をどうするかということについてもお話いたしました。各委員の方からも意見がありました。社会教育委員の大多数の方が有料化やむなしの立場です。反対を示しているのはわずかしきません。私と同じく有料化に反対の委員からは、目に見える形で使用料を還元してほしいという意見、使用料の用途を説明する義務があるという意見などが出ていました。使用料の使い道について、仮に管理運営費に1億円かかっているとして、納めた使用

料が2000万円だった場合、今までの1億円はそのままプラス2000万を公民館のために使ってもらえると認識していた人が少なからずいました。教育委員会からは、行政改革推進室に対して目に見える形で使用料を還元するよう要望するというお答えがいただきました。ただ、現時点では、納めた使用料はそのまま公民館に使われるわけではなさそうです。ある委員の方が「公民館は、地域にとって大事だし、役割は変わってはいけないけれども、長期的にみると財政の収入が減っていくのに、何も手立てを考えなければさらに衰退していくばかり。私たちが自分たちで努力して公民館を維持していかなければならない」とおっしゃっていました。他には「使用料を取ったのに蛍光灯が切れているなんて、論外」、減免について「高齢者の利用のときは、減免していただけないか」、「年齢によって減免することもできるのでは」という意見がありました。一方で「高齢者といっても生活に余裕がある人もたくさん居るので、一概に無料にするのはいかなものか」という意見もありました。生涯学習課は、高齢者だからといって免除とはならないという考えです。最終的に、社会教育委員会会議の中では、高齢者だからといって減免にするべきではないという意見にまとまりました。公民館の使用料手数料の見直しに関する議論は、私たちが公民館のあり方を自主的・自立的に考える良い機会なのではないでしょうか。会議の結論として、減免基準について、自己実現のための個人的に行っている活動は一律に使用料を徴収するのが妥当となりました。地域のために公的な目的で活動している、減額免除となる団体については、検討している最中です。会議の中で委員の方から「新しい公民館を作っていく、まさにその時代なのではないか」というお話がありました。公運審から参加している私としては、納めた使用料の使い道をはっきりしてほしいという要望と、高齢者の方の減免への配慮について、お伝えしました。本日欠席している古藤田憲之委員からもご意見をいただきました。

青木 健副委員長： 古藤田憲之委員からの意見について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 古藤田憲之委員からの公民館使用料見直しについての意見の概要は次のとおりです。1 これまでの経緯と全体について「特に少人数の団体で利用となると一人当たりの額は更に高額となります。個人の負担額で計算すべきで、過度の利用料とならない範囲について見直すべき」、2 減額免除の審査基準(素案)について「減額免除できる団体が活動する場合に定例の会議などは減免でき、会員が自由に話し合う時に利用する場合は有料となるのは大きな問題です」、3 公共性、公益性が高く、使用料免除が妥当と思われる団体」の例示について「地域活動の活性化が求められているので、地域活動に役立つような団体も減免できるようにしてほしい、市民の文化・芸術活動に協力しているようなサークルについては減免すべき」、4 その他「条例改正のために急いでいるようですが、慎重に時間をかけて決めるべき、市民がいつでも誰でも無料で語り合うことの出来る場所のような、利用料のかからない場所も設置する必要があります」。

青木 健副委員長： では、審議を継続いたします。「公民館の使用料の見直し」の現在の進捗状況を見ますと、公運審としてできることは「減免基準」について審議していくことと、有料化になったときに目に見える形で少しでも良くなったことがわかるようになってほしいという点ではないかと思えます。まず、減免の基準について、本日の資料に、1生涯学習課の案の「減額免除の取り扱いについて」と、2「公民館使用実態調査(使用料の見直しに関する基礎資料)」、3「先月の第1回定例会の質疑応答の表」がありますので、ご覧ください。

事務局： 先ほど館長の石井よりご説明いたしました「公民館使用の実態調査（使用料の見直しに関する基礎資料）」をご覧ください。これは、公民館の職員が考える、公共性、公益性が高いと思われる団体を取り上げたものです。急ぎ作ったものですので、漏れがあるかと存じます。1～5まで、減額免除の優先度や基準策定の線引きについて考える材料にはなるのではないのでしょうか。それぞれ各団体、各地区からに所属している公運審委員の皆様ですので、現状を踏まえ、減額免除の基準についてご意見をいただきたいです。

青木 健副委員長： 減額免除の基準について、ご意見のある方はお願いいたします。順番にいかがでしょうか。

鈴木 正委員： 減額免除の基準を作ってもらえるとありがたいと思います。様々な団体がある中で、一つの目安になります。現時点で挙げられている団体について、どの程度公共性があるかは、具体的な活動が良く分からないので、なんとも言えません。

清水 正夫委員： 公民館で定期的に活動しているサークルの中には公共性が高いサークルもあると思います。自分たちのサークルは公共性があるのではないかと、という申請があった場合はどうするのでしょうか。明らかに公共性の有無がはっきり分けることができれば良いのですが、判断は難しいと思います。

秋元 豊委員： この資料に掲載されているサークルを参考に、自分たちの地区でも考えてみたいと思います。公運審は、去年の議論から、有料化に反対をしている人が多いです。減免の対象をどのように考えるのが課題です。

安藤 清康委員： 「敬老会や地域イベントに参加または慰問活動をしているサークル」、「主催事業からサークル化した団体」というのは、「5その他」に含まれるのか、今後、議論の課題となる、ということなのか、確認したいです。

事務局： 「敬老会や地域イベントに参加または慰問活動をしているサークル」について

は、例えば、地元で活動しているフラダンスや、大正琴のサークルといったサークルが敬老会に呼ばれて、ダンスや演奏を披露すること、また、慰問活動としては、近くの介護施設へ、公民館で活動しているサークルが学習成果を披露すること、他に、市が主催しているイベントやよさこいといったお祭りに参加するために公民館を練習場所として使用することなどが挙げられます。「主催事業からサークル化した団体」については、公民館が何らかの体験教室を主催した後に、サークルとして自主的に活動を続けている団体のことです。

安藤 清康委員： 基準を検討するための中身の一つとして受け取ってよろしいのですね。そうすると、判断は難しくなります。私は畑沢公民館のサークル連協の会長をやっていますが、サークルの中には、地域とのかかわりがとても深いものもあります。一つ一つ判断するのは難しいです。

鈴木 生涯学習課総括： この「公民館使用の実態調査（使用料の見直しに関する基礎資料）」については、公民館が独自に取りまとめたものです。免除の対象になるのではないか、という考えを示したものだと思います。

安藤 清康委員： 生涯学習課の判断と大きく差があるように思いますが、どのようにその差を埋めていくのでしょうか。どこが判断していくのでしょうか。

鈴木 生涯学習課総括： それについては、これから検討を重ね、考えていくこととなります。公共性・公益性が線引きの基準になると考えています。生涯学習課は、「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」に基づき、「使用料の減額又は免除は、真にやむを得ないものに限定する」という立場です。

安藤 清康委員： 素案と公民館の意見との間に距離がありすぎるように感じます。どのようにまとめていくのでしょうか。

秋元 生涯学習課長： 条例には「市長が特に必要と認めたもの」という標記になると思います。規則の中には、1つ2つの代表例だけを載せて、その他市長が必要と認めたもの、もしくは「教育委員会が特に必要と認めたもの」という標記になるかと思います。それ以外は、「別に定める審査基準に基づいて減免をする」として、具体的は団体名を例示しながら審査基準を作っていきたいと思います。

青木 健副委員長： 今後、「別に定める基準」を決定していくために、こういった会議はまた設けられますか。

秋元 生涯学習課長： 真に減額免除が必要な団体については、社会教育委員会会議、公運審、公民館

の職員の意見を聞きながら精度を高めていくこととなります。

清水 正夫委員： 敬老会でフラダンスを披露してもらうことなどを頼むことがあります。それは敬老会が主催です。敬老会で披露するためのフラダンスの練習については公共性、公益性があると思うのですが、公民館で練習するときには無料なのでしょうか。普通に練習に使用する場合には有料だと思います。敬老会主催のイベントに参加するために練習することは、公共性はあるのでしょうか。

青木 健副委員長： 先ほどの生涯学習課の説明では、そういった練習については、減額にはならず、発表当日の市や公民館の主催するイベントでの使用は無料ということでした。

鶴岡 栄次郎委員： 先ほどの生涯学習課のお話は、文化祭の例です。敬老会ではどうですか。

鶴岡 俊之副委員長： 敬老会が自治会の下部組織であり、自治会として借りることができれば、無料になるのではないのでしょうか。

清水 弘美委員： 私は大正琴をやっていて、老人福祉センターなどに呼ばれ、慰問活動に行くことがあります。

鶴岡 栄次郎委員： 基礎資料については、公運審から意見ができれば、減免になる団体について議論が深められるということですよ。

事務局： 細かい基準、具体的な団体については、これからも議論を続けていくこととなります。今日、意見が出せなくても、地元の公民館長と話し合っていて、具体的に団体名を出していくことが大事だと思います。この基礎資料は、公共性・公益性の判断について議論の材料の一つとして提示いたしました。これに記載のある団体が無料になるというわけではありません。

石井 中央公民館長： フラダンスのサークルが高齢者施設を慰問した、という場合について、公共性が高いかどうかを検討していただきたいのです。慰問活動を定期的に行っていることは「公益を目的として使用する場合」に該当するのでしょうか。ただ単に慰問しているだけでは、公共性が高いといえないのでしょうか。真に地域のために活動している団体とはどういう団体なのか、みなさんのご意見をうかがいたいのです。

秋元 生涯学習課長： この使用料手数料の見直しに関する議論は、今まで100%公費で管理運営費を賄っていた公民館について、利用するみなさまから、そのうちの25%を負担していただく、というものです。どのように無料の使用を広げるか、という議論ではないのです。どうしたら無料になるのか、ということではなく、公で負担し

なければおかしいのではないか、という団体はどういう団体かということをご協議いただきたいです。使用料手数料の見直しによって、公民館使用料は、原則有料になります。議論が必要なのは、原則有料が妥当ではない団体はどこか、という基準についてです。

秋元 豊委員： 生涯学習課長から言われたとおり、現段階では素案の状態です。スケジュール見ると、今年の9月に上程することとなっています。10月以降、減免基準の要綱作成とあり、今後はそこが山場となるでしょう。具体的に細かい話が出てくると思います。最終的には生涯学習課が決定するという流れでしょう。

秋元 生涯学習課長： 実際に運用が始まれば、必ず想定外の事態が出てきます。そのときにはまた、社会教育委員会会議、公運審、職員と協議し、基準の中に盛り込んでいきたいです。

鈴木 正委員： この「減額免除の審査基準（素案）」について、減額がないならば「免除の審査基準」が良いのではないのでしょうか。

鈴木 生涯学習課総括： 今後、減額する団体が出てくる可能性がありますので、記載しています。例えば「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」には、「半数以上が市内在住の障害者で構成する団体が利用するとき【減額】」、「半数以上が市内在住の中学生以下で構成する団体が利用するとき【減額】」と示されています。そのために「減額免除の審査基準」となっています。

鈴木 正委員： 公民館の使用料について「真にやむを得ないものに限定する」ということは、運用する際には幅を持たせることはほとんどない、ということだと思います。一つの基準を作ることは理解できますが、実際にはある程度柔軟性があつた方が良いと思います。

陶山 隆司委員： ここで色々話しても、基本的には有料化することで進んでいきます。このような感じでやってみたらと思います。運用をしていく中で不備が出てくるので、その都度改正していったらよいのではないのでしょうか。具体的にいくら払うのか、という話について、私は集会室をサークルで使っています。3時間くらいで900円、月に約4000円、年間とすると5万円になります。合計すると負担が大きいように感じます。毎週やっているところは値下げしてほしいです。月1回会議などで使っているだけでは負担はあまりないでしょう。スポーツ系のサークルは毎週、広い部屋で使用しているので、配慮してほしいです。

村上 淑子委員： 先ほどの基礎資料について、検討するとたくさん出てきてしまいます。使用料を

払うところがなくなってしまうのではないですか。先ほどの鶴岡俊之副委員長からの社会教育委員会会議の報告は、使用料の有料化はやむを得ない、サークルは公共性があるなしに係わらず、使用料を支払わざるを得ない現状だ、ということでした。地域の方からは、支払うのだったら、公民館の施設の改善に使ってほしい、という声を聞きます。

船木迫 久美子委員： 私は、保育ボランティア「こあらの会」から参加しています。月1回の例会で公民館を使用しています。例会では公民館の事業で保育をするボランティアを振り分ける会議をしています。純然たるボランティア団体なので、免除にしてほしいです。

岸 明子委員： 敬老会や慰問活動の例がありました。減額免除の基準はあいまいだと思います。公民館で活動しているサークルのほとんどは、地域のイベント、文化祭、敬老会といった活動に参加していると思います。このサークルは有料のほうが良い、といったことは私自身では決められないと思いました。有料になれば、サークルの会費が上がると思います。地域の高齢者が楽しく、交流する目的で集まっています。それは地域の活性化につながっていると思います。サークル活動がなくなっていってしまうのはさびしいと思います。

元木 榮委員： 有料化が決まったことは仕方がないと思います。金田には畔戸分館があります。あの分館は畔戸地区しか使っていません。鍵の管理は地域の人が行っています。これから使用する際は、離れた金田公民館にわざわざ申し込みに行くのか、誰に料金を払うのか、どのように管理していくのでしょうか。

秋元 生涯学習課長： 畔戸分館も公民館に含まれるので、条例を策定する関係上、使用料を提示いたしましたが、実際には畔戸地域の活動にのみ使われると考えられますので、使用料は「区・町内会・自治会が利用する場合」に該当し無料でしょう。盤洲干潟を見学するために休憩などで使うかもしれませんが、その場合には金田公民館に申し込むことになると思います。

清水 弘美委員： 「H29 木更津市公民館運営審議会第1回定例会 生涯学習課の公民館使用料についての説明」の資料で、生涯学習課の回答15番が気になります。「使用料を徴収する場合には、これまでより修理等の要求はしやすくなる」ということですが、徴収したお金が現在の管理運営費に上乗せされるものではないとするならば、この回答は疑問です。公民館の施設が故障した場合など、今現在は、サークルの人は甘受してくれています。予算は増えないのに、どうやって要求するのでしょうか。

鶴岡 俊之副委員長： その点については、昨日の社会教育委員会会議でも出ました。教育委員会も厳しい立場に置かれています。行政改革推進室は首長部局に所属しています。首長部局

と教育委員会とは別組織です。予算については、首長部局の担当課が決めています。教育委員会から首長部局へ、予算について強く要望していく、ということです。

秋元 豊委員： 基本的には行政改革推進室が進めています。教育委員会も進めざるを得ない立場でしょう。ただ、一番最初に苦情が行くのは公民館です。私が公務員だった頃は、苦情がきたら予算担当に直接まわしていました。市民の意見で、市が変わっていくこともあります。実際の現場の仕事を分かっている人は、行政改革推進室にはいません。公民館に意見を言っても、公民館から生涯学習課、生涯学習課から行政改革推進室では、私たち市民の意見は正しく伝えられません。苦情は中心部門に明確に示していくことが大切だと思います。公民館長は矢面に立たされることとなりますが、行政改革推進室へ直接どうぞ、と伝えるのが良いでしょう。

青木 健副委員長： たとえ、公民館が有料化になっても、公民館を地域の拠点とし、皆さんの活動が地域づくりにつながっていくという 今までの公民館運営のあり方が、変わってはならないと強く思います。

その観点から勘案しても、利用者が目に見える形でよりよくなっていることが必要と考えます。

審議を進めてまいりましたが、今回生涯学習課が同席していただいておりますので、本日の審議の内容を、今とりまとめている公民館使用料の見直しに反映していただけたらと思います。よろしくをお願いします。

では、本日の議事進行については終了いたします。みなさんご協力をいただきありがとうございました。

事務局より連絡事項があるようですので、お願いします。

事務局： 連絡

青木 健副委員長： それでは、これもちまして、木更津市立公民館運営審議会臨時会議を終了いたします。

以上で全ての議事を終了し、臨時会議を閉会した。

平成29年7月20日

議事録署名人 木更津市立公民館運営審議会委員長 山田 治子